

## 令和6年度舞鶴市統一学力診断テスト（中学1・2年生分）実施業務委託仕様書

本仕様書は、舞鶴市（以下「本市」という。）が実施する舞鶴市統一学力診断テスト業務委託について以下のとおり定める。

### 1 業務委託の趣旨

本市では、生徒の学力の状況を把握し、学習改善につなげるとともに、積極的な希望進路の実現に活かすため、中学校で本市独自の学力診断テストを実施している。

民間事業者の有する学力調査に関する知識、能力と経験を有効に活用することにより、効果的・効率的な学力調査の実施を図るため、本テストの準備及び実施業務を包括的に外部委託する。

### 2 履行場所及び対象者

(1) 本業務の履行場所については、舞鶴市立中学校7校及び舞鶴市教育委員会とする。なお、テストやその他資料の作成、採点作業等を実施する場合の作業場所はこの限りではない。

(2) 舞鶴市統一学力診断テストの対象者は、舞鶴市立中学校7校の第1学年644名及び第2学年608名を予定している。対象者数は、令和6年9月1日現在の人数であり、生徒の人数は増減する場合がある。なお、対象者数に増減があった場合でも契約額の変更は行わないで留意すること。

[舞鶴市立中学校7校の所在地及び生徒数一覧]

学校名	所在地	第1学年		第2学年	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数
青葉中学校	舞鶴市字行永1810番地	158(11)	4	149(3)	4
白糸中学校	舞鶴市字浜840番地	143(9)	4	156(2)	4
和田中学校	舞鶴市字和田640番地の4	23(1)	1	39(2)	1
城南中学校	舞鶴市字京田30番地	138(4)	4	103(1)	4
城北中学校	舞鶴市字南田辺128番地	132(3)	4	116(5)	3
若浦中学校	舞鶴市字大波下18番地	26(0)	1	31(3)	1
加佐中学校	舞鶴市字岡田由里20番地	24(1)	1	14(0)	1

※生徒数は令和6年9月1日現在。生徒数のカッコ書きは特別支援学級生徒数（内数）を示す。  
なお、学級数に特別支援学級は含まない。

### 3 履行期間等

契約締結の翌日から令和7年3月31日までとする。

### 4 再委託の制限等

(1) 事業者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 事業者は、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、受託業務の一部を第三者に委託することが出来る。この場合、事前に本市に対し必要事項を記載した書面にて報告し、了承を得なければならない。

## 5 テスト実施予定日

令和7年2月10日（月）（京都府私立高等学校入学者試験実施日）

## 6 業務委託の概要

事業者は舞鶴市立中学校7校の第1学年及び第2学年の生徒を対象とした統一学力診断テストを実施するにあたり、次の業務を行うものとする。

- (1) 事業計画の作成
- (2) 事業の実施に係る一連の仕組みの構築
- (3) 実施の手引きの作成
- (4) テスト問題等の作成
- (5) テスト問題等の配達・回収作業の実施
- (6) 採点・集計作業の実施
- (7) 分析作業の実施
- (8) 結果資料の作成・提供
- (9) 順位通知に係る作業の実施
- (10) 個人情報保護の厳守
- (11) 不測の事態を含む事業全体のマネジメント

## 7 事業計画の作成等

- (1) 契約締結から事業完了までのスケジュールを示すこと。
- (2) 事業を実施するための仕組みについて、本市と協議のうえ構築すること。
- (3) 各学校にテスト問題が到着してから、実施、回収までの具体的な手順を示した「実施の手引き」を作成すること。

## 8 テスト問題等の作成

- (1) 教科は、第1学年・第2学年とも国語・社会・数学・理科・英語の5教科とする。
- (2) テスト時間は、各教科45分とする。
- (3) テスト問題の内容は、学習指導要領及び本市で採択している教科書に基づいたものであり、当該学年の2学期末までの学習内容であること。

### [本市採択教科書一覧]

教科	出版社	教科	出版社
国語	光村図書	理科	啓林館
社会	東京書籍	英語	開隆堂
数学	東京書籍		

- (4) テスト問題の内容は、年度毎に見直し、変更されていること。
- (5) 英語については、リスニング問題を用意し、学級数分の音声CDが準備できること。
- (6) 基礎的・基本的な知識及び活用力を問う内容とし、自分の考えを表現する力や論理的思考力を測ることができる記述・論述問題を含むこと。
- (7) 各観点の力を測る適切な問題を作成すること。

## 9 テスト配達・回収作業の実施

### (1) テスト問題等の配達

下表に示すテスト問題等を令和7年2月3日（月）※予定までに舞鶴市立中学校及び舞鶴市教育委員会に配達すること（配達に係る費用は、委託料に含む）。

	舞鶴市立中学校 7校	舞鶴市教育委員会
① テスト問題等一式	生徒数+予備（学級数）	5
② 実施の手引き	学級数	3

### (2) 解答用紙の回収

各学校における解答用紙の回収は、事業者又は事業者が委託する者が行うこと（回収に係る費用は、委託料に含む）。

なお、問題用紙、リスニングCD等、解答用紙以外の納品物は回収しないものとする。

### (3) その他

テスト実施日に受験できなくても、令和7年2月17日（月）※予定午前中までにテストを受験できる生徒には、採点と結果の提供を行えるようにし、この場合の個人の結果についても集計し、舞鶴市立中学校及び舞鶴市教育委員会に提出する資料に含めること。

## 10 テスト問題の採点・集計・分析

テスト問題の採点・集計・分析は事業者が行うこと。採点については、採点に誤りが生じないよう体制を整えること。なお、結果資料については、次の(1)～(4)の要件を満たした上で、

「11 結果資料の作成・提供」に示す各帳票に反映させること。

- (1) 各教科で観点別の比較等ができるものであること。
- (2) テスト結果及び分析されたデータ、グラフ等を示すこと。
- (3) 個人帳票には、偏差値と学校内の平均点を記載しないこと。
- (4) 市帳票については、紙媒体及び電子データ（Microsoft Excel形式）で提供すること。なお、電子データの提供方法については別途協議する。

## 11 結果資料の作成・提供

下表①～⑤の帳票を舞鶴市立中学校、舞鶴市教育委員会に令和7年3月13日（木）までに納品すること（納品に係る費用は、委託料に含む）。

納品物	最低限含む内容	部数	納付先
①個人帳票	<ul style="list-style-type: none"><li>・個人の結果と市平均正答率</li><li>・問題の内容別、観点別の正答率</li><li>・学習へのアドバイスやポイント</li><li>・個人帳票の見方</li></ul>	各1部	当該生徒の在籍校
②学校帳票	<ul style="list-style-type: none"><li>・学年別集計結果</li><li>・学級別集計結果</li><li>・問題の内容別、領域・観点別の平均正答率</li><li>・小問ごとの平均正答率</li></ul>	各1部	当該校 舞鶴市教育委員会

③市帳票	・市の集計結果（学校帳票に準じた構成で作成）	各1部 ※電子データでも提供	舞鶴市教育委員会
④ローデータ	・生徒の小問ごとの解答内容の一覧（記述問題は正誤のみで構わない）	電子データ	舞鶴市教育委員会
⑤個人順位表	・個人の点数及び順位結果（詳細は「1 2 順位通知に係る作業の実施」を参照 ）	各1部 ※三つ折りの状態で納品	舞鶴市教育委員会

## 1.2 順位通知に係る作業の実施

本テストによる結果については、順位の通知を希望する保護者に対して、舞鶴市内での教科別、5教科総合（5教科全て受験したものに限る）の順位を通知することとしている。

舞鶴市教育委員会から希望者へ配付する順位通知表（提供する指定様式）に生徒毎の得点や順位等を出力し、JIS規格で定めるA4用紙に印刷したものを三つ折りの状態で納品すること。また、順位に係る情報を電子データで提供すること。

発送については、舞鶴市教育委員会で行うため、考慮しなくてよい。

### [通知の内容]

	国語	社会	数学	理科	英語	5教科
得点						
市内平均						
市内順位						
市内受験者数						

## 1.3 個人情報保護の厳守

- (1) 舞鶴市個人情報保護条例を順守し、業務で取り扱う個人情報を保護すること。
- (2) データの保持管理等について、万全を期すこと。

## 1.4 不測の事態を含む事業全体のマネジメント

- (1) 事業者は、不測の事態に対処するための管理体制を整えておくこと。
- (2) 事業者は、不測の事態が生じた場合、ただちに報告するとともに、本市と協議の上、適切に対処すること。
- (3) 非常変災による日程の変更が生じた場合等については、本市から事業者に連絡するので、協議の上、事業日程の変更を行えるようにすること。

## 1.5 その他

テスト後の課題克服のための、復習プリント等が提供できる場合は提案、入札価格に含めること。

## 1.6 業務の基本的事項

- (1) 業務の履行に要する交通費等については、すべて事業者の負担とする。

- (2) 業務の実施にあたっては関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 個人情報を扱う場合は舞鶴市個人情報保護条例を遵守することとし、情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (4) 事業者は、業務上知り得た情報を本業務の目的以外に使用してはならない。業務期間終了後も同様とする。
- (5) 本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。また、受託業務終了後も同様とする。
- (6) 事業者は事業者の責に帰すべき理由により、教育委員会、学校、又は第三者に損害を与えた場合は、事業者の責任において賠償すること。
- (7) 業務履行中に事故が発生した時は、事業者の責任において一切の処理を行うこと。